

新たなGoToトラベル開始時における再発防止策について

1 給付金支払いに係る審査の厳格化

審査リストの項目を見直し、不正利用の疑いがある案件をよりの確に抽出できるようにするとともに、支払審査の過程で申請者に求める疎明資料の範囲を拡大する。

2 不正利用の疑いのある案件の調査対象の拡大

事務局では、審査リストを用いて不正利用の疑いがあるか否かを判断しているところ、新たなGoToトラベル事業が開始された後は、「不正利用の疑いあり」と判断する基準を厳格化し、調査対象を拡大する。

3 参加停止事業者の公表

「サービス消費喚起事業（GoToトラベル事業）旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領」を改正し、参画事業者が、実体のない宿泊に伴い給付金受給を行うなど不適切な申請を行ったことにより参加を停止された場合も、GoToトラベル事務局が事業者名を公表できることとする。

4 審査等に係る体制の強化

不正の疑いがある案件の調査に従事する人員を現行の93人から少なくとも110人以上に増員する。

5 外部通報制度の強化

GoToトラベル事業公式サイト上の「外部通報窓口専用フォーム」からの通報制度に加え、GoToトラベル事務局に電話で通報できるようにする。